

創作活動・創作指導の連続性に関する研究

—保育所保育指針・幼稚園教育要領（表現）、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校学習指導要領（音楽）の検討を通して—

A Study of Continuity and Instruction of Creative Music Making: Through Analysis of Educational Courses and Guidelines (Expression and Music)

福島 さやか¹・藤原 志帆²
Sayaka Fukushima・Shiho Fujihara

はじめに

学習指導要領の創作に関連する変遷のなかで、平成元年（1989年）改訂の小学校学習指導要領 A 表現（4）において「音楽をつくって表現できるようにする」と示され中学校学習指導要領 A 表現（1）において「自由な発想による即興的な表現や創作をすること」と示された。そして平成20年（2008）改訂の学習指導要領では、小学校で「音楽づくり」と示されるようになった。ここでの「音楽づくり」は、児童が自らの感性や創造性を発揮しながら自分にとって価値のある音や音楽をつくることと定義されている。

「つくって表現する」活動の20年を振りかえるシンポジウム（2011）¹⁾において阪井は発達と学習の系統性をふまえた今後の展開の必要性を指摘している。また、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会芸術ワーキンググループ（2015年11月）芸術系科目の教育に関する資料²⁾においても、小、中、高等学校の各段階の現行学習指導要領における内容構成等とともに、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方についての参考資料が提示されていることから、就学前の経験や活動などをふまえた上で、就学後の教育について検討を行っていくことや、段階的な指導について検討を行っていく必要があると考える。

さらに、現在、インクルーシブ教育システム構築に向けた取り組みが本格化していることを考えると、障

害のある子どもの創作指導についても検討を加える必要がある。

2012年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会が示した「共生社会の形成にむけたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであると示されており³⁾、現行の学校システムでは、「交流及び共同学習」によって実践が積み重ねられている状況である。

しかし、障害のある子どもの音楽科指導は、現行の特別支援学校の学習指導要領（小・中学校の特別支援学級も教育課程編成時に参考にする。）において、知的障害のある子どもを対象とする場合については独自の目標および内容が設定されており、特別支援学校（知的障害教育）音楽科の内容には「音楽づくり」や「創作」の観点が示されていない。

特別支援学校の創作指導に関する先行研究を概観したところ、下出（2011）や岡（2013・2014・2015）が実践的検討を行っているが、教育課程における位置づけを検討したものはみられない⁴⁾。

特別支援教育総合研究所も、インクルーシブ教育システム構築に取り組む際に着手すべき課題の一つとして、「特別支援学校と小・中学校の教育課程の連続性の確保」をあげており⁵⁾、筆者らはこれまでに、歌唱、器楽、鑑賞、身体表現については特別支援学校（知的

1 福岡女学院大学人間関係学部

2 熊本大学教育学部

障害教育)と小中学校等の音楽科教育課程の関係性について検討を行っている⁶⁾。創作についても、教育課程における位置づけの検討を行う必要があると考える。

本稿では、就学前から高等学校までを対象として、創作に関する活動や創作指導を検討し、段階的な指導について考察する。加えて、「音楽づくり」や「創作」の観点が示されていない特別支援学校(知的障害教育)において、創作に関わる内容がどのように位置付けられているのかを考察する。

なお、本稿は分担執筆である。保育所、幼稚園、小、中、高等学校の内容は福島が担当し、特別支援学校(知的障害教育)に関する内容は藤原が担当した。

1. 創作指導について

山本(2011)⁷⁾は、「〈つくって表現する〉活動で子どもたちが本当に身につける力、学力とは何か」と、音を判断する耳、つまり鑑賞力とか判断力といったものである。それは単純な識別力ではなくて、その音に何の意味があるのかということ子どもたちが自らつきつめていくということである。私は、そういう音との関わり、音楽との関わりが、〈つくって表現する〉活動の一番重要どころであると考え。」と述べ、鑑賞活動との関わりをもっと強めていくことの重要性を指摘している。

坪能(2012)⁸⁾は、小学校学習指導要領の平成20年改訂で、これまでと同様に「音楽づくり」が2事項にわたって示されているが、その内容は改変されたことを述べている。アは音遊び(低学年)から即興的な表現(中・高学年)への流れ、イでは、[共通事項](イ)の「音楽の仕組み」を生かして「音を音楽に構成していく」(中・高学年)としている。「音楽の仕組み」が、音楽を「つくること」と「聴き取る」ことを結ぶ大きなさびとなっており、「音楽づくり」と「鑑賞」が強く結びついていることを指摘している。

また、河邊(2015)⁹⁾は、「音楽づくり」の活動の質を高めるために、①指導計画のなかで[共通事項]を明確に位置付けること、②他の音楽活動との関連を図ることを示している。そして「音楽づくり」は歌唱活動や器楽活動とも大きく関わっていることを述べている。

島崎(2015)¹⁰⁾は、即興や経験創作によって児童が

自ら創意工夫して音楽をつくり出す音楽づくりの導入当初は、現代音楽的な手法が強調されていたが、次第に諸民族の音楽、日本の伝統音楽、J-POP等日本や世界の多様なジャンルの音楽を吸収しながら内容的な広がりを見せてきたことを記している。

島崎(2016)¹¹⁾は、音楽づくりの活動について、幼児を対象とする場合、表1のように示している。

表1 音楽づくりのいろいろなタイプ

音楽づくりのタイプ	
A.	音楽遊び
B.	体による表現
C.	音具や楽器による表現
D.	絵や動作と結びついた表現
E.	ドラマ性のある表現
F.	即興的な表現
G.	音楽に合わせたリズムの表現

(代表編著/井口太(2016)『新・幼児の音楽教育』朝日出版社、II7 p.75より作成)

さらに島崎(2015)¹²⁾は、初等教育段階における音楽づくりのタイプを表2のように示している。

表2 音楽づくりのいろいろ

種類	遊びや表現のタイプ	
I: 音楽遊び	A	音を探したり・聴いたりする音楽遊び
	B	音を創り、表す音楽遊び
II: 音楽外の刺激による音楽づくり	C	動きと音による音楽表現(運動刺激)
	D	絵や映像による音楽表現(視覚刺激)
	E	言語にかかわる音楽表現(言語刺激)
III: 多様な音素材による音楽づくり	F	体の音による音楽表現
	G	環境音・音具・楽器・PC等による音楽表現
IV: 多様な音楽様式による音楽づくり	H	日本や世界の音楽が素材の音楽表現
	I	ポップスやジャズ等の音楽表現
	J	現代の音楽の手法による音楽表現
	K	総合的な表現

V：音楽の構成要素による音楽づくり	L	即興表現（含む即興演奏）
	M	リズム創作・旋律創作や自由な音楽づくり

（橋本美保，田中智志監修，加藤富美子編著（2015）『音楽科教育』一藝社，第11章第1節1 p.167より作成）

2. 保育所

現行の保育所保育指針における保育の内容 表現では、つくる、表現することが示されている。創作に関連すると考えられるものを表3に示した。表中の網掛け部分は、保育所保育指針の内容、続いて括弧内が「音楽づくりのタイプ」（島崎，2016）との対応項目を示している。音楽づくりのタイプと対応すると判断した記述について、下線を付している。

創作に関わる内容として、A：音楽遊び、B：体による表現、C：音具や楽器による表現、D：絵や動作と結びついた表現、E：ドラマ性のある表現、F：即興的な表現が含まれていた。これらには歌を歌うこと、楽器を奏でること、聴くこと、身体表現に関わる内容が含まれている。

また、③生活の中で様々な音、色、形、手触り、動

表3 保育所保育指針 保育の内容 表現における創作に関わる内容

保育の内容	表現
②保育士等と一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ。	(A:音を聴いたり音を工夫したりする音楽遊び、B:音楽に合わせた身体表現)
⑥感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。	(B:声や動きによる具体物の表現、F:リズムや歌の即興表現)
⑧音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。	(C:既成の楽器による音の出し方の工夫や音楽づくり)
⑨かいたり、つくったりすることを楽しみ、それを遊びに使ったり、飾ったりする。	(D:絵などで表す楽譜づくりや絵・動きに関する音楽づくり)
⑩自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。	(D:動きに関する音楽づくり、E:簡単な音楽劇および詩や物語による音楽づくり)

き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ、④生活の中で様々な出来事に触れ、イメージを豊かにする、も創作に関連している内容と考えられる¹³⁾。

3. 幼稚園

現行の幼稚園教育要領¹⁴⁾においても同様に、つくる、表現することが示されている。創作に関連すると考えられるものを表4に示した。表中の網掛け部分は、幼稚園教育要領の内容、続いて括弧内が「音楽づくりのタイプ」（島崎，2016）との対応項目を示している。音楽づくりのタイプと対応すると判断した記述について、下線を付している。

創作に関わる内容として、B：体による表現、C：音具や楽器による表現、D：絵や動作と結びついた表現、E：ドラマ性のある表現、F：即興的な表現が含まれていた。これらには歌を歌うこと、楽器を奏でること、身体表現に関わる内容が含まれている。

また、幼稚園教育要領における領域表現の内容（1）では様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ、と記されている。このことについて倉持（2009）¹⁵⁾は、子どもは、これらことに気付いたら、それを模倣したくなる。模倣は学ぶことである。気付いて楽しみ、模倣しながら自分の

表4 幼稚園教育要領 内容領域表現における創作に関わる内容

内容領域表現
(4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。 (B:声や動きによる具体物の表現、F:リズムや歌の即興表現)
(6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。 (C:既成の楽器による音の出し方の工夫や音楽づくり)
(7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。 (D:絵などで表す楽譜づくりや絵・動きに関する音楽づくり)
(8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。 (D:動きに関する音楽づくり、E:簡単な音楽劇および詩や物語による音楽づくり)

ものを内にためこみ、次の段階では自分のものとして表現する。これが創造である、と述べており、創造活動との関連を指摘している。さらに倉持は、創造するには、その前段階がある。それが(2)に示されているように、「生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ」であると指摘している。以上のことから、幼稚園教育要領領域表現(1)、(2)の内容も、子どもたちの創造活動に関連していると考えられる。

4. 小学校

現行の「小学校学習指導要領」では、音遊びや即興的に表現することを通して音の面白さに気付いたり、音楽づくりの様々な発想をもったりすることを重視するなどの内容の改善が図られている¹⁶⁾。また、音を音楽に構成する過程が大切にされ、〔共通事項〕に示す音楽の仕組みを手掛かりにして、児童が思いや意図をもって音楽をつくるようにすることの重要性が示されている。音楽づくりの指導のねらいについて、表5にまとめた。また音楽づくりの内容について、表6にまとめた。

すべての学年において、〔共通事項〕との関連を十分に図ることが重視されている。また、内容の取扱いと指導上の配慮事項では、各学年の「A表現」「B鑑賞」の指導にあたって、指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れることが示されている。また音楽づくりの指導について、児童の実態や必要に応じて記譜の仕方を指導する記述が見られる。

表5 指導のねらい(音楽づくり)

学年	小学校学習指導要領解説
低学年	音の様々な特徴に気付く能力、音を音楽に構成する能力を育てていくこと
中学年	音楽づくりのための発想をもち、即興的に表現する能力、音を音楽に構成する能力を育てること
高学年	音楽づくりのための発想をもち、即興的に表現する能力、音を音楽に構成する能力を育てること

(文部科学省(2008)『小学校学習指導要領解説音楽編』教育芸術社, pp.27, 43, 59より作成)

表6 小学校学習指導要領における音楽づくりの内容

学年	小学校学習指導要領
低学年	ア 声や身の回りの音の面白さに気付いて音遊びをすること。 イ 音を音楽にしていくことを楽しみながら、音楽の仕組みを生かし、思いをもって簡単な音楽をつくること。
中学年	ア いろいろな音の響きやその組合せを楽しみ、様々な発想をもって即興的に表現すること。 イ 音を音楽に構成する過程を大切にしながら、音楽の仕組みを生かし、思いや意図をもって音楽をつくること。
高学年	ア いろいろな音楽表現を生かし、様々な発想をもって即興的に表現すること。 イ 音を音楽に構成する過程を大切にしながら、音楽の仕組みを生かし、見通しをもって音楽をつくること。

5. 中学校

現行の「中学校学習指導要領」では、音を音楽へと構成していく体験を重視することが記されている¹⁷⁾。指導のねらい(創作の活動)について、表7にまとめた。また、創作の内容について、表8にまとめた。

すべての学年において、〔共通事項〕との関連を十分に図ることが重視されている。また、内容の取扱いと指導上の配慮事項では、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させることが記されている。

表7 指導のねらい(創作の活動)

学年	中学校学習指導要領解説
第1学年	〔共通事項〕との関連を図りながら、言葉や音階などの特徴を感じ取り表現を工夫して簡単な旋律をつくる能力、音素材の特徴を感じ取り反復、変化、対照などの構成を工夫しながら音楽をつくる能力を育てていくこと
第2・第3学年	〔共通事項〕との関連を図りながら、言葉や音階などの特徴を生かし表現を工夫して旋律をつくる能力、音素材の特徴を生かし反復、変化、対照などの構成を工夫しながら音楽をつくる能力を高めていくこと

(文部科学省(2009)『中学校学習指導要領解説音楽編』教育芸術社, pp.31, 48より作成)

表8 中学校学習指導要領における創作の内容

学年	中学校学習指導要領
第1学年	ア 言葉や音階などの特徴を感じ取り、表現を工夫して簡単な旋律をつくること。 イ 表現したいイメージをもち、音素材の特徴を感じ取り、反復、変化、対照などの構成を工夫しながら音楽をつくること。
第2・3学年	ア 言葉や音階などの特徴を生かし、表現を工夫して簡単な旋律をつくること。 イ 表現したいイメージをもち、音素材の特徴を生かし、反復、変化、対照などの構成や全体のまとまりを工夫しながら音楽をつくること。

6. 高等学校

現行の「高等学校学習指導要領」では、創作の特徴は、実際に音を組み合わせて、音楽をつくりだすことにあると記されている¹⁸⁾。また、このような創作の特徴を生かして、音楽体験を豊かにし、表現しようとする意欲を育てるとともに、創造的な表現の能力を伸ばすことがねらいとして定められている。ねらい(創作)について表9にまとめた。また、創作の内容について表10にまとめた。

2009年改訂の学習指導要領では、事項の文末を「音楽をつくること」、「変奏や編曲をすること」と示し、創作という音楽活動を通して学習することが明確にされた。また、すべての音楽活動を支える基盤として「音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受」することが示された。

表9 ねらい(創作)

科目	高等学校学習指導要領解説
音楽Ⅰ	創作の特徴を生かして、音楽体験を豊かにし、表現しようとする意欲を育てるとともに、創造的な表現の能力を伸ばすこと
音楽Ⅱ	「音楽Ⅰ」の学習の上に立ち、個性豊かな表現の能力を伸ばすこと
音楽Ⅲ	「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習の上に立ち、個性豊かな表現の能力を高めること

(文部科学省(2009)『高等学校学習指導要領芸術編、音楽編、美術編』教育出版, pp.17, 32, 42より作成)

表10 高等学校学習指導要領における創作の内容

科目	高等学校学習指導要領
音楽Ⅰ	ア 音階を選んで旋律をつくり、その旋律に副次的な旋律や和音などをつけて、イメージをもって音楽をつくること。 イ 音素材の特徴を生かし、反復、変化、対照などの構成を工夫して、イメージをもって音楽をつくること。 ウ 音楽を形づくっている要素の働きを変化させ、イメージをもって変奏や編曲をすること。 エ 音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受して音楽をつくること。
音楽Ⅱ	ア 音階を選んで旋律をつくり、その旋律に副次的な旋律や和音などをつけて、イメージをもって創造的に音楽をつくること。 イ 音素材の特徴を生かし、反復、変化、対照などの構成を工夫して、イメージをもって創造的に音楽をつくること。 ウ 音楽を形づくっている要素の働きを変化させ、イメージをもって創造的に変奏や編曲をすること。 エ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解して音楽をつくること。
音楽Ⅲ	ア 様々な音素材の表現効果を生かした構成を工夫して、表現意図をもって個性豊かに音楽をつくること。 イ 様々な様式や演奏形態の特徴を理解し、表現意図をもって個性豊かに音楽をつくること。

7. 特別支援学校(知的障害教育)

前述したように、特別支援学校(知的障害教育)の音楽科は独自の内容を有しており、小学部3段階、中学部1段階、高等部2段階の発達段階別に示されている。小学部1段階が「音楽遊び」、小学部2段階以上は「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」、「歌唱」の観点で構成されており、「音楽づくり」や「創作」の観点は示されていない。

そのため、特別支援学校(知的障害教育)については、特別支援学校学習指導要領解説(以下「学習指導要領解説」とする。),「知的障害特別支援学校における各教科の具体的な内容の例4. 音楽」¹⁹⁾(以下「指導内容例」とする。),特別支援学校(知的障害教育)音楽教科書解説²⁰⁾(以下「教科書解説」とする。)に示された文章および項目を手がかりにして、特別支援学校(知的障害教育)音楽科に、創作に関わる内容がどのように位置づけられているのかを検討することとした。

1) 「学習指導要領解説」

「学習指導要領解説」に示された音楽科の内容の解説部分について、前述した「音楽づくりのタイプ」(島崎, 2015・2016)を参考にして創作に関連すると思われる部分を抜き出し、表11にまとめた。

表中の学習指導要領解説の欄については、網掛け部分が音楽科の内容、続いて内容の解説文章、括弧内が「音楽づくりのタイプ」(島崎, 2015)との対応項目を示している。内容の解説文章について、「音楽づくりの活動例」(島崎, 2015)と対応すると判断した部分に下線を付している。

創作に関わる内容として、まず、小学部3段階において音当て遊び(「鑑賞」)が含まれていた。続いて中学部では、曲想を身体で表現する活動(「身体表現」)、手作り楽器による即興演奏(「器楽」)が含まれていた。高等部では、音楽を独創的・創造的に身体で表現する活動(「身体表現」)、コンピュータを用いた音・旋律づくり、手作り楽器を用いた曲づくり(「器楽」)、音楽劇の創作(「歌唱」)が含まれていた。

表11 学習指導要領解説における創作に関わる内容

学部	段階	観点	学習指導要領解説
小	3	鑑賞	(1) 身近な人の歌や演奏などを聴き、いろいろな音楽に関心をもつ。 ……また、発展的な内容として、 <u>身近な楽器などの音を当てる遊びが挙げられる。</u> (A1:目を閉じて短時間集中して音を聴く遊び)
中		身体表現	(2) 音楽を聴いて感じたことを動作で表現したり、リズムに合わせて身体表現をしたりする。 ・「音楽を聴いて感じたことを動作で表現したり」とは、 <u>音楽の曲想や雰囲気を感じ取り、イメージをつくりながら、自由に身体表現することであり、その際、一人ひとりの個性を生かし、表現活動の幅を拡げ、自ら表現しようとする意志や心情を大切にすることが重要である。「リズムに合わせて身体表現をしたりする。」とは、リズムの違いや特徴をとらえて身体表現をしたり、歌のゲームを楽しんだり、知っているフォークダンスを踊ったりすることが挙げられる。その際、民謡や世界の音楽などの特徴を感じ取りながら、相手の気持ちやリズムに合わせて踊ったり、踊りを通じて心の交流を深めたりすることの楽しさを味わうようにすることも重要である。</u> (C1:音・音楽に合わせた踊りや身体表現、C4:動きによる音楽の要素や構成の表現、H1:特色ある歌や踊りの自由な表現)

中		器楽	(3) 打楽器や旋律楽器などを使って、自由に演奏したり、合奏や独奏をしたりする。 ・「自由に演奏したり、」とは、 <u>楽器を組み合わせる自分で音をつくったり、曲をつくったり、手作り楽器をつくって即興演奏をしたりするなど、自分の個性を生かしながら、自分で表現することである。</u> (B3:様々な音具や楽器を工夫して音で表現する、G1:環境音や音具や手づくり楽器による音楽表現)
高	1	身体表現	(3) 音楽を聴いて曲の特徴などを感じ取り、独創的に身体の動きで表現したりする。 ・「音楽を聴いて曲の特徴などを感じ取り、独創的に身体の動きで表現したりする。」とは、 <u>旋律の特徴やリズムの違いを聴き分けたり、聴き比べて、身体で表現したりすることである。また、曲想や雰囲気を感じ取ったり、自然の中の関心のある音やものを身体で表現したりすることである。</u> (C1:音・音楽に合わせた踊りや身体表現、C4:動きによる音楽の要素や構成の表現)
高	2	身体表現	(2) 音楽を聴いて感じたイメージを創造的に表現する。 ・「音楽を聴いて感じたイメージを創造的に表現する。」とは、 <u>音楽を聴いて、自分のイメージを拡げて身体表現することや、心に感じたり、音や音楽を自分で選んで、思ったことを自由な発想で身体表現をしたりすることである。</u> (C1:音・音楽に合わせた踊りや身体表現、C4:動きによる音楽の要素や構成の表現)
高	2	器楽	(3) 打楽器、旋律楽器などの演奏の仕方に慣れ、楽器の特色や音色を生かしながら合奏や独奏をする。 ……さらに、シンセサイザーやコンピュータで音や旋律をつくったり、 <u>手作り楽器で即興的な曲づくりを楽しんだりすることも、表現を豊かにすることにつながっているものである。友達同士で互いの音楽を聴き合ったり、互いの音楽を尊重しながら一緒に曲をつくったりすることを通して、達成感を味わうようにすることも大切である。</u> (G1:環境音や音具や手づくり楽器による音楽表現、G4:電子楽器やコンピュータによる音楽表現)
高	2	歌唱	(4) 独唱、斉唱、二部合唱、オペレッタなどによる表現に慣れ、歌詞の内容や曲想などを味わいながら歌う。 ……また、 <u>簡単な音楽劇の創作を通して、創造的な音楽活動の域を拡げたり、日本の民謡や世界の民謡などを歌いながら踊ったりして楽しむなど、音楽を生活の中に生かすことが大切である。</u> (K1:歌唱教材による音楽劇)

2) 「指導内容例」

「指導内容例」に示された項目について、前述した「音楽づくりのタイプ」(島崎, 2015・2016)を参考にして創作に関連すると思われる部分を抜き出し、表12にまとめた。

表12 「指導内容例」における創作に関わる内容

段階	観点	指導内容例
3	鑑賞	4. 身近な楽器の音色に関心を持って聴いたり、音当て遊びをしたりする。(A1:目を閉じて短時間集中して音を聴く遊び)
4	身体表現	7. <u>音楽を聴いて感じたことを動作で表現したり、リズムに合わせて身体表現したりする。</u> (C1:音・音楽に合わせた踊りや身体表現、C4:動きによる音楽の要素や構成の表現) 8. <u>曲想にふさわしい自由な身体表現をする。</u> (C1・4)(C1:音・音楽に合わせた踊りや身体表現、C4:動きによる音楽の要素や構成の表現)
4	器楽	14. <u>環境音(生活音、自然音)の中から関心のある音を手作り楽器で作って表現する。</u> (B1:具体物や想像上の音を描写する音楽遊び、G1:環境音や音具や手づくり楽器による音楽表現)
5	身体表現	7. <u>曲の拍子やリズムの違いを聴き分けたり、聴き比べたりして身体表現をする。</u> (C1:音・音楽に合わせた踊りや身体表現、C4:動きによる音楽の要素や構成の表現) 9. <u>音楽を聴いて、その曲の曲想を感じ取り独創的に身体表現する。</u> (C1:音・音楽に合わせた踊りや身体表現、C4:動きによる音楽の要素や構成の表現)
6	身体表現	8. <u>音楽を聴いて自分なりのイメージを膨らませ、創造的な身体表現をする。</u> (C1:音・音楽に合わせた踊りや身体表現、C4:動きによる音楽の要素や構成の表現)
6	器楽	10. <u>おもちゃや手作り楽器を含むいろいろな楽器を使って、友達と協力して、即興的な作曲をする。</u> (G1:環境音や音具や手づくり楽器による音楽表現、G2:特定の音具や楽器に限定した音楽表現、L1:リズムや旋律の模倣・問答・即興表現)
6	歌唱	11. <u>友達と協力して、簡単な詩や曲を作って楽しむ。</u> (M2:歌詞のある旋律創作)
6	歌唱	18. <u>劇や紙芝居などの背景音楽を、場面に応じて選ぶ。</u> (K2:情景・心理状況・物語と音楽表現)
6	歌唱	19. <u>簡単なテーマを選び、場面ごとの音楽を考え、オペレッタなどの音楽劇をつくる。</u> (K2:情景・心理状況・物語と音楽表現、K3:創作オペレッタや創作ミュージカル)
6	歌唱	20. <u>キーボード、シンセサイザー、コンピュータなどで、自分の好みの音を作り、旋律を弾く。</u> (G4:電子楽器やコンピュータによる音楽表現)
6	歌唱	21. <u>電子楽器やコンピュータを使い、旋律を流しながらコード伴奏をしたり、好みのリズムパターンを選択してバンド演奏したりする。</u> (M1:リズム創作、M4:自由なアンサンブル表現)
6	歌唱	22. <u>コンピュータで自分の歌や演奏の音色やテンポを変えて聴く。</u> (G4:電子楽器やコンピュータによる音楽表現)

表中の指導内容例の欄については、括弧内に「音楽づくりのタイプ」(島崎, 2015)との対応項目を示し、対応を判断した指導内容例の記述に下線を付している。

創作に関わる内容として、まず、小学部3段階において音当て遊び(「鑑賞」)が含まれていた。続いて中学部では、曲想を身体で表現する活動(「身体表現」)、手作り楽器による音づくり(「器楽」)が含まれていた。高等部では、音楽を独創的・創造的に身体で表現する活動(「身体表現」)、コンピュータを用いた音・旋律づくり、手作り楽器を用いた即興的な曲づくり(「器楽」)、音楽劇の創作、コンピュータを用いた曲づくり(「歌唱」)が含まれていた。

3) 「教科書解説」

中学部の教科書解説には、「音づくり・音楽づくり」のコラムが設けられ、「創作」の視点から選択された題材²¹⁾がいくつか示されている。

コラムでは、音や音楽をつくる活動が、音の出る物や楽器、声で遊ぶ「音遊び」(「きく」活動が豊富に含まれている。)から始まり、工夫して音を出したり選んだりする「音づくり」、自分の音を大切に扱いながら友達の音にも真剣に耳を傾ける「音楽づくり」へと発展していくものであると述べられている。そして、「音づくり・音楽づくり」の指導内容については、「即興的に音を探したり、選んだりして表現する。」ことと「リズムや旋律で表現したり、曲を構成したりして表現する。」ことの2つに分かれると示されている。後者の活動については、「音を絵や記号で表す」ことによって、数時間にわたりグループでの音楽づくりが可能になると述べられている²²⁾。

「創作」の視点から選択された題材(*括弧内は曲名あるいは活動名)は、「リズムにのって」(手拍子リレー)、「ことばのアンサンブル」(好きな食べ物)、「音楽をつくろう」(いろいろな音をつくろう、絵を音にしよう・音を絵にしよう・字を声にしよう、楽器をつくろう、トガトンで演奏しよう、お話の音楽をつくろう)、「コンピュータで『マイソング』をつくろう」(『マイソング』をつくろう)であった。

8. 全体を通して

就学前における内容 表現の創作に関わる内容は、音楽遊び、体による表現、音具や楽器による表現、絵や動作と結びついた表現、ドラマ性のある表現、即興

的な表現が含まれていると考えられた。また、これらには歌を歌うこと、楽器を奏でること、聴くこと、身体表現に関わる内容が含まれている。

小学校における音楽づくり、中学校における創作では、〔共通事項〕との関連が重視されており、〔共通事項〕で示される内容は段階的に増加する。また、〔共通事項〕は、表現及び鑑賞のすべての活動において共通に指導する内容が示されたものである。そのため歌唱、器楽、鑑賞で学ぶ内容とも深く関連する。小学校では、体を動かす活動も重視されている。さらに、高等学校において音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受することは、すべての音楽活動を支える基盤となっている。

小学校の音楽づくりの指導では、児童の実態や必要に応じて記譜の仕方について指導することが示され、つくった音楽を視覚的にとらえたりすることなどにつながる。このことは、就学前の、自由にかいたり、つくったりする活動と関連すると考えられる。また、音楽づくりでは、声や身の回りの音、楽器などを使って音遊びをすることも考えられる。そのため、就学前の様々な音に気付いたり、感じたりするなどして楽しむこと、生活のなかで美しいものや心を動かす出来事に触れることと関連すると考えられる。さらに、音楽づくりのための様々な発想は、音や音楽だけでなく、言葉、体の動きなどからも得ることができる。そのため、就学前の自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わうことと関連すると考えられる。

特別支援学校（知的障害教育）については、学習指導要領上の音楽科の内容に創作指導の観点は示されていないが、「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」、「歌唱」のすべての観点に創作に関わる内容が含まれていると考えられた。

児童生徒の知的理解の実態に配慮し、身体やコンピュータを用いた創作活動が多く設定されていることが特徴的であった。また、絵、文字、記号等が作品を創作するためのモチーフとして、あるいは作品を記録するものとして活用されていることも特徴的であった。

おわりに

本稿では創作活動、創作指導に焦点を当てて保育所保育指針、幼稚園教育要領、学習指導要領解説、指導内容例、教科書解説の記述をもとに検討を行った。就学前、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（知的障害教育）において、創作に関わる内容は歌唱、器楽、鑑賞と密接に関わっていると考えられる。また、就学前、小学校、特別支援学校（知的障害教育）における創作に関わる内容は、身体表現と深く関わっていることが考えられる。創作活動は、さまざまな音の素材、表現方法、音楽の諸要素と関連するなどして現れていた。今後は、創作に関する段階的な指導について詳細な内容の検討を行っていく必要がある。

付記

本研究は、科学研究費補助金（課題番号26381220）の助成を受けて行ったものである。

注および引用

- 1) 論者 山本文茂、島崎篤子、阪井恵、企画 加藤富美子、企画・司会 今川恭子（2011）「「つくって表現する」活動の20年を振りかえる」『音楽教育史研究』13, p.89.
- 2) 文部科学省（2015）「中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 芸術ワーキンググループ 芸術系科目の教育に関する資料」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/.../1365194_1.pdf（2016年1月5日閲覧）
- 3) 文部科学省（2012）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm（2016年1月5日閲覧）
- 4) 下出美智子（2011）『知的障害のある青年達の音楽行為』風間書房。岡（黒田）ひろみ（2013）「特別支援学校における音楽づくりの可能性：音楽授業に関するアンケート調査から」『滋賀大学大学院教育学研究科論文集』16, pp.25-34。岡ひろみ（2014）「特別支援学校における『音楽づくり』の実践的意義と可能性：高等部での授業実践を通して考える」『人間発達研究所紀要』27, pp.68-82。岡ひろみ（2015）「特別支援学校における音楽づくり：楽器の特徴と生徒の発達の特徴との関連」『音楽教育実践ジャーナル』12（2）, pp.108-119.
- 5) 特別支援教育総合研究所（2008）『プロジェクト研究成果報告書「交流及び共同学習」の推進に関する実際研究』p.40.
- 6) 藤原志帆・福島さやか（2014）「特別支援学校と小中学校等の音楽科教育課程の関係性—特別支援学校（知的障害教育）音楽科器楽領域における指導内容の分析をと

- して一』『福岡女学院大学紀要 人間関係学部』15, pp.1-9.
- 9) 藤原志帆・福島さやか (2015) 「特別支援学校と小中学校等の音楽科教育課程の関係性Ⅱ—鑑賞指導に焦点を当てて—」『福岡女学院大学紀要 人間関係学部』16, pp.25-38. 藤原志帆・福島さやか (2015) 「特別支援学校(知的障害教育)と小中学校等の音楽科教育課程の関係性Ⅲ—歌唱指導に焦点を当てて—」『熊本大学教育学部紀要』64, pp.159-167.
- 7) 論者 山本文茂、島崎篤子、阪井恵、企画 加藤富美子、企画・司会 今川恭子 (2011) 前掲書, p.88.
- 8) 佐藤日呂志・坪能由紀子編著 (2012) 『小学校 新学習指導要領の展開 音楽科編』明治図書, pp.15-16.
- 9) 吉富功修・三村真弓編著 (2015) 『第2版 小学校音楽科教育法』ふくろう出版, p.23.
- 10) 橋本美保、田中智志監修、加藤富美子編著 (2015) 『音楽科教育』一藝社, p.166.
- 11) 代表編著 / 井口太 (2016) 『新・幼児の音楽教育』朝日出版社, p.75 実際の表には、具体的な活動も示されている。
- 12) 橋本美保、田中智志監修、加藤富美子編著 (2015) 前掲書, p.167. 実際の表には、活動例も示されている。
- 13) 詳細は、3. 幼稚園のところで述べている。
- 14) 平成26年4月に『幼保連携型 認定こども園教育・保育要領』が内閣府、文部科学省、厚生労働省から示されたが、ねらい及び内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえていることから、本稿では、『保育所保育指針〈平成20年告示〉』と『幼稚園教育要領〈平成20年告示〉』を対象とする。
- 15) 梁島章子ほか著 (2009) 『改訂新版 感性と表現のための音楽』学術図書出版社, pp.107-108.
- 16) 文部科学省 (2008) 『小学校学習指導要領解説 音楽編 平成20年8月』教育芸術社, p.6.
- 17) 文部科学省 (2009) 『中等学校学習指導要領解説 音楽編 平成20年9月』教育芸術社, p.4.
- 18) 文部科学省 (2009) 『高等学校学習指導要領解説 芸術編、音楽編、美術編 平成21年12月』教育出版, p.17.
- 19) 現行の学習指導要領にもとづき、特別支援学校(知的障害教育)音楽科の指導内容が、6段階に分けて133項目示されている。東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育課が作成したものであるが、全国的に多くの学校が参考にしている。全国特別支援学校知的障害教育研究会編著『知的障害教育における学習評価の方法と実際』ジエース教育新社等に掲載されている。構成については、藤原・福島 (2014) 前掲書に詳述している。
- 20) 特別支援学校(知的障害教育)音楽科の教科書は、文部科学省著作のものが4冊(小学部1段階『おんがく☆』、小学部2段階『おんがく☆☆』、小学部3段階『おんがく☆☆☆』、中学部『音楽☆☆☆☆』)発行されている。そして、教科書解説は、2冊(『おんがく☆ おんがく☆☆ おんがく☆☆☆教科書解説』、中学部『音楽☆☆☆☆教科書解説』)発行されている。
- 21) 特別支援学校(知的障害教育)音楽科教科書解説の巻末に、「教科書掲載教材の分析表」が収録されており、各教材について選択の視点が示されている。
- 22) 文部科学省 (2012) 『音楽☆☆☆☆教科書解説』東京書籍, p.129.